

第62回全国肢体不自由児療育研究大会

研究会参加・宿泊・昼食弁当のご案内

■開催期間：平成29年10月19日（木）～10月20日（金）

■開催場所：ホテルグランデはがくれ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度「第62回全国肢体不自由児療育研究大会」が開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

今回、本大会のご参加・ご宿泊等のお手伝いを近畿日本ツーリスト九州佐賀支店でお取扱させていただくことになりました。

本大会に参加される皆様方にご満足いただけるよう、万全の体制で臨む所存でございます。

今大会の成功をお祈りいたしますとともに、皆様方のお越しをお待ち申し上げております。

敬具

近畿日本ツーリスト九州佐賀支店
支店長 徳永勝行

研究大会参加のご案内

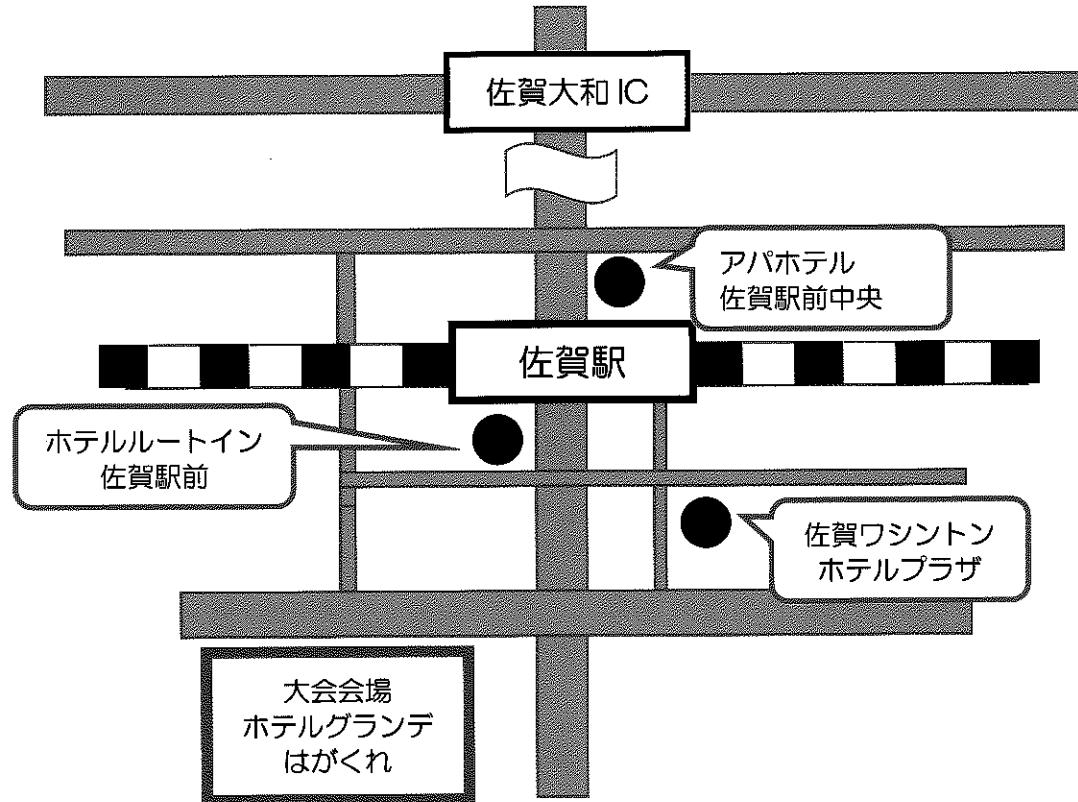
所定の「参加申込書」(様式1)に必要事項をご記入のうえ、FAX・メール・郵送にてお申込みください。なお、研究大会参加費のお支払い後の取り消しはいたしかねます。欠席の方には、大会終了後「大会プログラム・抄録等」を郵送いたします。

宿泊のご案内

宿泊施設は、佐賀市内のホテルをご用意しております。

| ホテル名 | 部屋タイプ | 記号 | 旅行代金 | アクセス |
|---------------|-------|----|--------|--------------|
| ホテルルートイン佐賀駅前 | シングル | ① | 8,000円 | 佐賀駅南口より徒歩約1分 |
| アパホテル佐賀駅前中央 | シングル | ② | 8,400円 | 佐賀駅北口より徒歩約3分 |
| 佐賀ワシントンホテルプラザ | シングル | ③ | 8,500円 | 佐賀駅南口より徒歩約2分 |

- 10月18日(水)・10月19日(木)の宿泊となります。
- 旅行代金(宿泊代金)は、お一人様あたり・1泊朝食付・税金・サービス料込みの代金です。
- 先着順で承ります。第2希望までご記入ください。ご希望に添えない場合もございます。
- ホテルでの朝食が不要の場合も、払い戻し等はございません。
- 変更・取消の場合は、弊社までFAX又はメールにてご連絡ください。お電話では受付できません。
- 添乗員は同行しません。(チェックイン手続きはご自身で行っていただきます。)
- 最少催行人員 1名様(シングル)



お弁当のご案内

●設定日10月19日(木)・10月20日(金)

●昼食弁当代(1食) 1,100円(税込・お茶付き)

近くの飲食店は混み合うことが予想されますので、お弁当のお申込みをおすすめいたします。

当日販売はございませんので、事前の予約をお願いいたします。

※お弁当のお手配は旅行契約ではございません。手配先との取り決めにより、下記の取消料を適用させていただきます。

前日13時までの取消…無料 前日13時以降の取消…100%

お申込・お支払方法

●お申込み方法

①お申込書(様式1)にご記入いただき、FAX・郵便・メールにてお申込みください。

②弊社到着後、5日以内に予約確認のご連絡をいたします。(FAX又はメールにて)

返信がない場合、お手数ですが弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。

③8月上旬頃に、郵便にて請求書・ホテル回答書・ホテル利用券・弁当引換券等を発送いたします。

●お支払い方法

請求書到着後、請求書記載の期日までに請求書記載の大会専用口座にお振込ください。

恐れ入りますが、振込み手数料はお客様負担にてお願いいたします。

●変更・取消について

・ファックス、郵便、メールにてご連絡ください。聞き間違いを防ぐ為、お電話による変更・取消は承れませんので、ご了承ください。

・お支払い後の変更・取消による代金の返金は、お客様ご指定の銀行口座を通じて、大会終了後に精算させていただきます。ただし、研究大会参加費の返金はできません。

・予約の変更、取消の際は、所定の取消料を申し受けます。(*取消料案内をご参照ください)

ご注意とお願ひ

●聞き間違い等を未然に防止するため、お申込・変更・取消はFAX・郵便・メールにてお願いします。
お電話では承れません。予めご了承ください。

●お申込書(様式1)をご利用ください。記入欄が不足する場合はコピーしてご利用ください。
確認の為、お申込書は必ず控え(コピー)をお手元にお持ちください。

●予約の変更・取消の際は、所定の取消料を申し受けます。

●請求書・ご案内等の書類は、申込書の送付先住所に郵送いたします。

また、請求書の宛名はお申込代表者様とさせていただきますので、別途「請求書の宛名」にご指定がございましたら、別紙(様式2)にご記入、送付してください。

●宿泊・弁当の領収書が必要な方は、別紙(様式2)にご記入ください。

お申込み締切 6月23日(金)17:00まで

取消料

●宿泊に関する取消料基準※旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

| 宿泊 | 6日目にあたる 日以前の解除 | 5日目にあたる 日以前の解除 | 3日目にあたる 日以前の解除 | 前日の解除 | 当日の解除 | 旅行開始後又は 無連絡不参加 |
|----|-------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|-------------------|
| | 無料 | 20% | 30% | 40% | 50% | 100% |

宿泊連泊のお客様で1日目が無連絡・不泊の場合は2日目以降の予約も取消させていただきます。

取消日が土日祝にかかる場合は、その前日の営業時間内までにご連絡ください。

お申込み・お問い合わせ先

株式会社近畿日本ツーリスト九州佐賀支店 担当:中島・本山

「第62回全国肢体不自由児療育研究大会」係

〒840-0816 佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル8階

TEL:0952-29-4899 FAX:0952-26-2695

Eメール:sagataikai@or.kntk.co.jp

営業時間 月～金曜日 9:30～17:00(土・日・祝日休み)

《旅行企画・実施》

株式会社近畿日本ツーリスト九州佐賀支店

〒840-0816佐賀市駅南本町5-1

観光庁長官登録旅行業1886号

一般社団法人日本旅行業協会会員

ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員

総合旅行業務取扱管理者 德永勝行

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

近畿日本ツーリスト九州国内募集型企画旅行条件書

国内募集型企画旅行条件書

(本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社近畿日本ツーリスト九州（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」（以下「募集型企画旅行契約」という）によります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行行程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス（以下「旅行サービス」という）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2 旅行の申込み方法

(1) 当社所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき下記の申込金又は旅行代金全額を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。

| 旅行代金 | 3万円未満 | 3万円以上 6万円未満 | 6万円以上 10万円未満 | 10万円以上 15万円未満 |
|------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 申込金 | 6,000円～ 旅行代金まで | 12,000円～ 旅行代金まで | 20,000円～ 旅行代金まで | 30,000円～ 旅行代金まで |

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。

ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を預金としますが、これはそのままお申込金に充当されます。

(2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受付することができます。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

(3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

(4) 申込金は、旅行代金の一割として取り入れます。又、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の前日までに旅行代金を支払わなければ、所定の違約料の一部として取り扱います。いときとも、所定の違約料の一部として取り扱います。

(5) お申込みの時点において、満足・満喫その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客様の承認を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は預り金が完了した場合速やかにその旨を通知します。この時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。ただし、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウェイティング登録」の解除の届出があった場合、又はお神戸頂ける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額返戻します。なお、「ウェイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

3 申込条件

(1) 15歳未満の方のご参加は、父母又は飼養者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父兄又は親族者の同意書が必要です。

(2) 参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。

なお、お客様らのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や宿泊・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせていただくか、介助者・同伴者の同行などを条件とする場合があります。なお、ご参加の場合にはコースの一部内容を変更させていただく場合があります。

(4) 当社は、旅行中のお客様が疾病、怪我等により、保護を要する状態にあると認めたときは、必要な看護を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該看護に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

(5) お客様の都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件（手配旅行契約等）でお受けすることができます。

(6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときはお申込みをお断りすることができます。

(7) その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることができます。

4 契約の成立と契約書面・確定書面の交付

(1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(2) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」という）をお客様にお渡します。

(3) 契約書面で、確定された旅行日程又は運送機関等の名前が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面（最終日程表）（以下「確定書面」という）を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

5 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって14日前に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただけます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただけます。

6 旅行代金に含まれているもの

(1) パンフレットに明示した運送機関の運賃・料金（旅行のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、観光料金（入場・押継・ガイド等）、及び消費税等諸税（但し、基準期日現在に公示されているものに限りません）。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員料金、団体行動に必要な心配を含みます。

上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7 旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている区別の交通費等諸費用

(2) 超過手荷物料金（規定の底量、容量、個数を超える分について）

(3) クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料

(4) 自由と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等

(5) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー（別途料金の小旅行）の代金

(6) 基準期日以降に公示された日本国内の空港建設使用料、諸税

(7) 傷害・疾病に関する医療費

8 旅行内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、迷惑、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービス提供その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないとときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が生じし得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」という）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないとときは、変更後に説明します。

9 旅行代金の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することができます。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのばって15日前に当る日より前にお客様にその旨を通知します。

(2) 本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日前に払戻しいたします。

(3) 第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他の支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の売店、部屋等の他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金を変更することができます。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず該当利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。

10 お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに当社に提出していただきます。

11 お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始前）

(1) お客様はいつでも、15年以内に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消料とは、お客様が当社及び旅行業法で規定された「受託営業所」（以下「当社ら」といいます。）のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

イ、契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第21項の表の左側に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。

ロ、第9項(1)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、迷惑、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認めめて大きいとき。

ニ、当社が、お客様が対し第4項(3)で定めた期日までに、確定書面をお渡しなかったとき。

ホ、当社の責に帰すべき事由により旅行代金に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金で差かねないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して7日前に払戻しいたします。

(4) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合当社は第15項(1)の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。

12 お客様による旅行契約の解除・払戻し（旅行開始後）

(1) お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(2) お客様の責に帰すべき事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取消料、違約料その他の既に支払った、又はこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないとき）に限り、契約書面に記載した旅行代金（あるいは申込金）を差し引いて払戻しをいたします。

13 当社による旅行契約の解除（旅行開始前）

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日における旅行契約を解除することができます。この場合、第10項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

イ、お客様が当社があらかじめ示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

ロ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

ハ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。

ニ、お客様が契約内容に關する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

ホ、お客様の諸が契約書面に記載した最小催行人員に達しないとしたとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのばって、13日目（ヨリヨリ旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

ヘ、スキーや目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

ト、天災地変、戦乱、暴動、迷惑、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあると認められるとき。

(3) 本項(1)～(4)により旅行契約の解除が行われたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様が今までその提供を受けた旅行サービスの料金を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日前に払戻しいたします。

(4) 本項(1)～(4)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。

14 当社による旅行契約の解除（旅行開始後）

(1) 当社はつづいて掲げる場合において、旅行契約を解除することができます。

イ、お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の继续に耐えられないと当社が認めるとき。

ロ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための旅券乗組その他の者による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げると認められるとき。

ハ、天災地変、戦乱、暴動、迷惑、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の继续が不可能となったとき。

(2) 本項(1)により旅行契約の解除が行われたものとします。お客様が既に提供を受けた旅行サービスの料金を差し引いて、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれがあると認められるとき。

(3) 本項(1)～(2)により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。

(4) 本項(1)～(2)により旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。

15 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただけます（但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります）。

区分

| | |
|--|-------------|
| イ 旅行開始日の前日から起算してさかのばって20日目（ヨリヨリ旅行には10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の20%以内 |
| ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのばって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の30%以内 |
| ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 | 旅行代金の40%以内 |
| ホ 旅行開始日の翌日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。） | 旅行代金の50%以内 |
| ホ 旅行開始後の解除又は無断跡不参加の場合。 | 旅行代金の100%以内 |

- (2) 貨物船を利用する旅行契約の場合は、当該船船に係る取消料の規定によります。
 (3) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上の事由に基づき取消になる場合も本項の取消料をお支払いいただきます。

16 旅 程 管 理

- 当社は、お客様に対して次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ出港な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な手続を講じること。
 (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17 準 乘 員 等

- (1) 当社は、旅行の内省により添乗員等の他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第16項に掲げる業務その他の當該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることができます。
 (2) 添乗員等の行為の弊害は、パンフレットに明示しております。
 (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することがあります。
 (4) 添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。
 (5) 一部コースについては、現地営業所より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けたための手続はお客様自行で行っていただきます。(一部コースについては係員が受け、出発のご案内をいたします)。
 (6) ハーフ券欄に個人旅行と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

18 お客様に対する責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があつたときに限ります。
 (2) お客様が天災地変、戦亂、暴動、遅延・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他（伝染病による隔離、自由行動中の争執、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不正又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の延滞等）の当社の関与しない事由により損害を被られたときは、本項(1)の場合は除く、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
 (3) お客様の損害については本項(1)の規定にかかるわざと損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があつたときに限り、一人15万円を限度（当社の故意又は重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

19 お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
 (2) お客様は、当社から提供される情報を利用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
 (3) お客様は、旅行開始において遠やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20 特 別 换 算

- (1) 当社は、第18項(1)に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の募集型企画旅行約款別紙の特別補償額規程で定めるところにより、お客様が企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として150万円、入院見舞金として入院日数により2日～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。
 搾行品にかかる損害補償金は、旅行者一名につき15万円をもって限度とします。
 ただし、補償対象者の一例又は一対については、10万円を限度とします。
 なお、現金、貴重品、重要書類、撮影するためのフィルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
 (2) 当社が、募集型企画旅行契約規程第27条第1項の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
 (3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登攀（ピッケル、アイゼン、ザイレン、ハシマー等の登山用具を使用するもの）、リューチュ、ボスプレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、極端差動力機（エ・タ・ハンギングライダ、マイクロライド機等）搭乗、ジャイロプロンジン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
 (4) 地震、噴火、津波及びこれらの事故に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金は支払いません。
 (5) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途旅行代金を支取して当社が実施する企画旅行（オプショナルツアー）については、主たる旅行契約の一部として取扱います。
 (6) ただし、上記において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中はいたしません。

21 旅 程 保 証

- (1) 当社は、次の表の左側に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸施設の不足が発生したことによるもの）を除きます）を除します）が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
 イ. 次に掲げる事由による変更
 (i) 天災地変、(ii) 戦乱、(iii) 異動、(iv) 官公署の命令、(v) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、
 (vi) 第16項の運行計画によらない運送サービスの提供、(vii) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
 ロ. 第11項から第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
 (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客様ひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
 (3) 当社は、お客様の同意を得て、金額による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行なことがあります。

変 更 補 債 金

| 変更補償金の支払が必要となる変更 | 1件あたりの率 (%) | |
|---|-------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2. 契約書面に記載した入湯する観光施設又は観光施設（レストランを含みます）の他の旅行の目的地の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の計算額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合は） | 1.0 | 2.0 |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間ににおける直行便の乗継便又は経由便への変更 | 1.0 | 2.0 |

| | | |
|---|-----|-----|
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、装備その他の客室の条件の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があつた事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2 駐在書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を作らうものである場合は、…泊につき…件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより安いものへの変更を作らう場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が「乗車船等又は一泊の中で複数乗じた場合であつても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの半を適用せず、第9号にあります。

22 通 信 契 約

当社は、当社らが提供するクリエットカード会員（以下「会員」といいます）より予定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受けます。（以下「通信契約」といいます。）その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に掲載いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

(1) 通信契約の申込に際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等（以下「会員登録等」といいます。）を当社らにお申し出してください。

(2) 通信契約は、電話による申込の場合は、当社らが申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込の場合は、当社らが契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail、ファクシミリ、留守郵電等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。通信契約成立日をカード利用日とします。

(3) お客様の理由により会員のお申込のクリエットカードでの支払ができない場合、当社は通信契約を解除します。第16項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

(4) 当社は、会員と通信契約を締結した場合であって、第9項(2)から(4)まで規定により旅行代金が追額された場合は又は第11項から第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合において当社は、旅行開始前の免除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の最終による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行なった日をカード利用日とします。

(5) 通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できなければなりません。

(6) 通信契約を締結する場合、当社らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

23 団 体・グ ル ペ の 契 約 に つ い て

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解約等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取扱を行います。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は、契約責任者と構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

24 ご 旅 行 条 件・旅 行 代 金 の 基 準

(1) このご旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。

(2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として第12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コインズは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。

(3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。

(4) 追加代金とは、航空会社の運賃、航空便の運賃、宿泊機の等級の運賃、宿泊ホテルの宿泊料の追加代金であります。

(5) 本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集廣告またはパンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項のお申込金、第15項の取消料、第21項の変更補償金、及び燃料料の額を算出する際の基準となります。オプショナルツアーや、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

25 そ の 他

(1) お買物案内について

お客様の便宜をはかるため、銀光中・送迎車にお土産店にご案内することができます。当社では、お店の選定は、万万を掛けておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任で購入ください。当社では、商品の交換や返品等はいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

(2) 国内旅行保険について
 安心してご旅行をしていただくため、お客様ご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当社らの係員にお問い合わせください。

(3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4) この条件に定めたない事項は当社募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。

当社旅行業約款を「常識の場合は、当社らにご請求ください。

当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp/> からもご覧になれます。

(5) 個人情報の取扱いについて

イ. 当社およびご旅行をお申込いただいた会員旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報をについて、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

ロ. 当社、当社のグループ企業である紳士・リストサービス等、当社と提携する企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

平成29年2月1日現在を基準としています。